

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児福祉手当及び特別障害者手当 手当の不支給	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条及び第26条の5	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>次に掲げる要件に該当する場合、手当の額の全部または一部を支給しないことがある。</p> <p>受給資格者が正当な理由がなく、次の1～4の命令または質問もしくは診断に応じなかった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受給資格者に対して、受給資格の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出させる命令</li> <li>2. 受給資格者その他の関係者に対して、受給資格者の有無もしくは手当の額の決定のために必要な事項について行う質問</li> <li>3. 受給資格者に対して、指定する医師もしくは歯科医師の診断を受けさせる命令</li> <li>4. 受給資格者に対して、障害の状態について行う診断</li> </ol>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞                      ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	